## 瑞浪市の高齢者福祉政策における生活支援・協議体

## 1. 高齢者福祉の基本的な考え方

瑞浪市の高齢者を取り巻く状況は、高齢者人口の増加とともに、認知 症高齢者の支援、高齢者世帯への生活援助、介護ニーズの増加による給 付費の増加が課題となっています。

こうしたなか、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、 連携しながら一体的に提供され、在宅の生活を支えていく仕組みである、地域包括ケアシステムが有効に機能することが重要です。

瑞浪市は、平成30年3月に高齢者福祉の基本計画である、「第7期瑞 浪市高齢者福祉計画 介護保険事業計画」(以下「第7期計画」といいま す)を定め、「ともに創る ふれあい ささえあいのまちづくり」を基本 理念としています。この理念のもとで、介護が必要になっても、認知症 になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる まちづくりを目指して、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本方 針としています。

## 2. 第7期計画での生活支援に向けた取組み

第7期計画では、「地域包括ケアの拠点の充実と機能強化」「介護予防と生きがい作りの推進」「認知症施策の推進」「安心して在宅で暮らせるしくみづくりの推進」「介護保険事業の充実」の五つの基本目標を定めています。

このうち、高齢者の生活支援については、「地域包括ケアの拠点の充実と機能強化」の目標のもと、重点施策として「生活支援サービスの体制整備の推進」を掲げています。

高齢者の在宅生活を支えることを目的に、ボランティア、民間企業、 社会福祉法人等の多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制 の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネータ ーの配置と、生活支援コーディネーターや生活支援・介護予防サービス 提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として「協議 体」を設置することを計画しています。

## 3. 協議体について

協議体は、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、各種団体等との情報共有及び連携・協働による資源開発等の推進を図るものです。

協議体の構成については、第 1 層協議体が瑞浪市全体、第 2 層協議体が各地区(例:陶、明世、稲津、瑞浪、土岐、日吉、釜戸・大湫で分ける)を対象区域とし、互いに機能するよう連携が必要です。

また、第2層協議体は、平成30年度に、陶、明世、稲津の各地区で 実施された懇談会について、第2層協議体に相当するものと位置づけて います。今後は、平成31年10月に委託する北部と南部の地域包括支 援センターが中心となり、各地区の状況に応じ順次設置する予定です。